

光陽ファイナンシャルトレード株式会社

(2006年版)

(平成17年度) 会社基礎簿

光陽ファイナンシャルトレード株式会社

はじめに	1
1. 会社の概況	
① 会社名等	3
② 会社の沿革	3
③ 会社の目的	5
④ 事業の内容	6
⑤ 営業所の状況	8
⑥ 財務の概要	8
⑦ 発行済株式総数	9
⑧ 主要株主名	9
⑨ 役員状況	10
⑩ 従業員の状況	11
2. 営業の状況	
① 営業方針	12
② 当社及び当業界を取巻く環境	13
③ 営業の経過及び成果	13
④ 対処すべき課題	16
⑤ 受託業務管理規則等	17
⑥ 外務員の登録状況	30
⑦ 委託者に関する事項	30
⑧ 苦情・紛争に関する事項	30
⑨ 訴訟に関する事項	31
3. 経理の状況	
① 貸借対照表	32
② 損益計算書	33
③ 重要な会計方針	34
④ 注記事項	37
⑤ 利益処分計算書	39
⑥ 監査に関する事項	40
⑦ 財務比率	41
4. 業務関連事項	
① 月間取引高	別添
② 月末建玉数	別添

5. 期末以後の重要な異動

【はじめに】

本書は、平成18年3月期（平成17年4月～平成18年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成18年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 親会社1社の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員状況」 当社の役員の名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成17年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a)純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額(※)}}{\text{リスク額(※)}} \times 100$$

※ 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という）があり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その

他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b)自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c)自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d)修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 (※)}} \times 100$$

※ 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 (※)}} \times 100$$

※ 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。

(f)流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 光陽ファイナンシャルトレード株式会社
 代表者名 代表取締役社長 小笠原 昭夫
 所在地 東京都中央区日本橋浜町二丁目17番8号
 電話番号 03-5643-3511 (代)

② 会社の沿革

当社は昭和38年2月大同物産株式会社として設立致しました。

年 月	概 要
昭和38年 2月	商品先物取引受託業務を目的として、大同物産株式会社を名古屋市中区伊倉町2-10に創業 資本金1,500万円
4月	名古屋穀物商品取引所仲買人加入
11月	富山支店開設
昭和39年 6月	三島支店開設
昭和40年 2月	名古屋繊維取引所仲買人加入
昭和46年 1月	商品取引所法改正により従来の商品仲買人より商品取引員として許可
昭和51年 1月	松本支店開設
昭和54年 12月	資本金7,200万円に増資
昭和55年 9月	ミリオン貿易株式会社に商号変更
昭和57年 3月	東京金取引所に会員加入
6月	ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)会員加入
10月	東京穀物商品取引所に会員加入
昭和58年 9月	資本金3億6000万円に増資
昭和59年 1月	東京金取引所貴金属市場商品取引員許可
5月	名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場商品取引員許可
7月	商品取引員東邦商事株式会社を吸収合併 上記合併に伴ない、東京・大阪・京都・福岡支店を開設 大阪化学繊維取引所毛糸、スフ糸市場商品取引員許可 豊橋乾繭取引所繭糸市場商品取引員許可 関門商品取引所商品取引員許可 東京繊維商品取引所綿糸市場商品取引員許可
昭和59年 10月	大阪化学繊維、大阪三品取引所合併による大阪繊維取引所の設立で同取引所商品取引員許可

年 月	概 要
昭和 59 年 11 月	東京金、東京繊維商品、東京ゴム取引所合併による東京工業品取引所の設立で同取引所商品取引員許可
昭和 60 年 5 月	東京穀物商品取引所農産物市場商品取引員許可
昭和 62 年 1 月	資本金 4 億 6 0 0 0 万円に増資
昭和 63 年 12 月	大阪砂糖取引所商品取引員許可
平成 3 年 11 月	資本金 5 億 6 0 0 0 万円に増資
	12 月 資本金 6 億 6 0 0 0 万円に増資
平成 5 年 10 月	大阪穀物、大阪砂糖、神戸穀物、3 取引所合併による関西農産商品取引所設立で同取引所商品取引員許可
平成 8 年 10 月	名古屋穀物砂糖、名古屋繊維、豊橋乾繭取引所合併により中部商品取引所設立で同取引所商品取引員許可
平成 9 年 1 月	東京工業品取引所アルミニウム市場会員加入
	4 月 関西農産商品取引所、神戸生絲取引所合併による関西商品取引所の設立で同取引所商品取引員許可
	10 月 大阪繊維、神戸ゴム取引所合併による大阪商品取引所の設立で同取引所商品取引員許可
	大阪商品取引所アルミニウム市場商品取引員許可
	広島支店開設
	12 月 大阪商品取引所ゴム、天然ゴム指数市場会員加入
平成 10 年 4 月	大阪商品取引所ゴム、天然ゴム指数市場商品取引員許可
平成 11 年 5 月	商品投資販売業許可
	6 月 東京工業品取引所石油市場商品取引員許可
	10 月 中部商品取引所畜産物市場商品取引員許可
	12 月 中部商品取引所石油市場商品取引員許可
平成 12 年 6 月	本店の位置を名古屋より東京へ変更
	名古屋支店開設
	東京支店廃止
平成 13 年 2 月	資本金 6 億 9 8 7 5 万円に増資
	6 月 光陽ファイナンストレード株式会社に商号変更
平成 14 年 1 月	京都支店廃止
	3 月 三島支店廃止
	6 月 松本支店廃止
	8 月 大阪商品取引所ニッケル市場商品取引員許可
平成 16 年 3 月	中部商品取引所 農産物市場脱退
	6 月 商品ファン [®] 販売開始
	10 月 新潟支店開設
平成 17 年 8 月	東京営業部開設

	9月	広島支店廃止
平成18年	3月	東京営業部廃止

③ 会社の目的

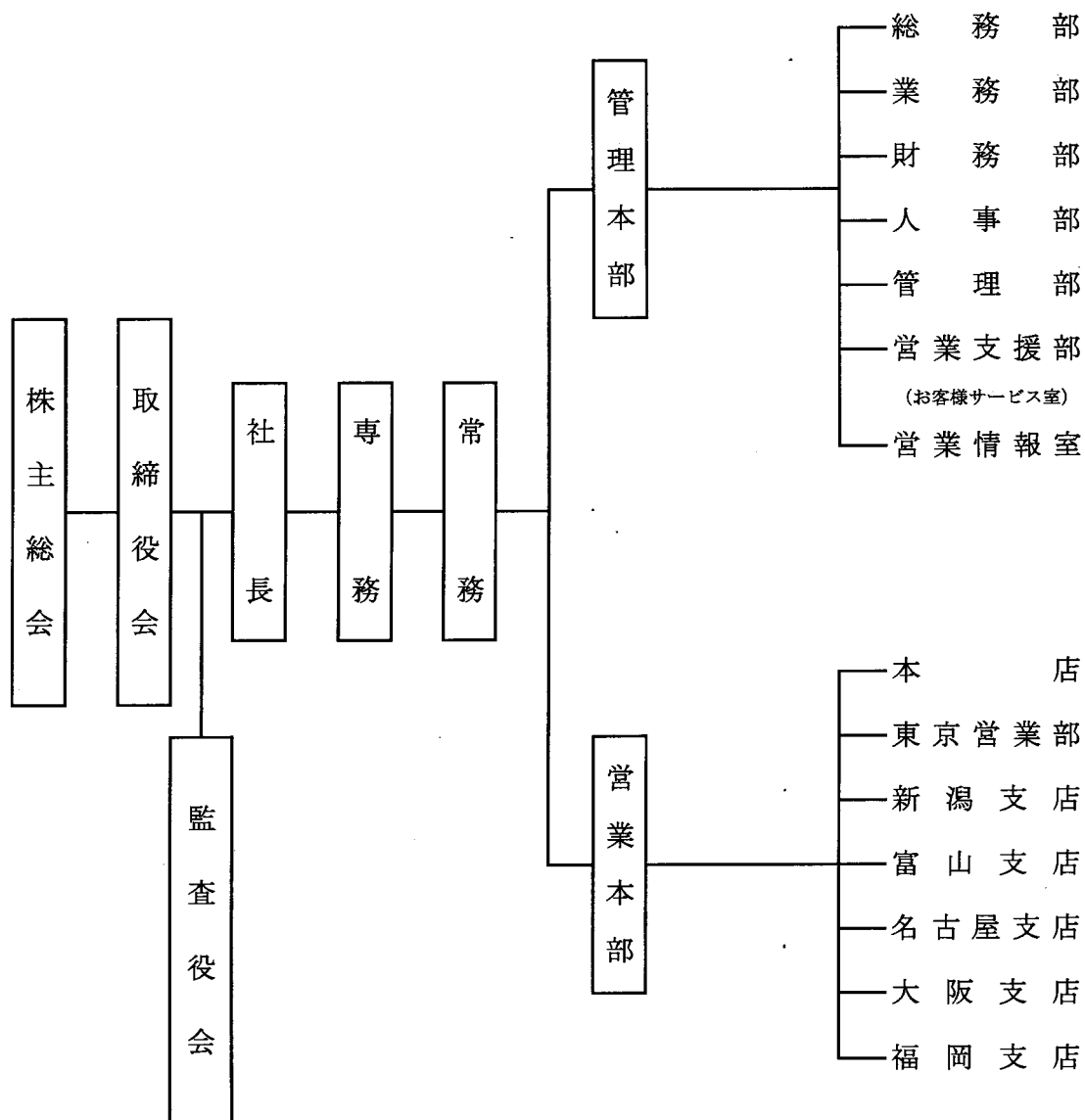
1. 有価証券の所有並びに投資
2. 動産、不動産の所有並びに売買
3. 各種農産物、砂糖、ゴム、乾蕪、生糸、毛糸、綿糸、人絹糸、スフ糸、木材、合板、金、銀、プラチナ、その他の貴金属、銅、アルミニウム等の非鉄金属及び鉄、原油、天然ガス、ガソリン、ナフサ等の石油製品、海産物、牛肉、豚肉、鶏卵等の畜産物の材料及び製品の売買並びに輸出入
4. 金融先物商品、上場商品の指数及び各種商品指数の売買
5. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売業務並びに商品投資顧問業務
6. 商品取引所法に基づく商品取引所の上場商品の売買、受託、仲介及び代理業
7. 日用品雑貨の製造及び販売並びに輸出入
8. 生命保険の募集に関する業務
9. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち _____ 線部分の事業は現在行っておりません

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次の通りであります。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき、商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（以下「商品市場における取引」という。）について顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第1種商品取引受託業」の許可を受けております。（許可番号：農林水産省指令17総合第34号、経済産業省平成17・04・05商第3号）

取引所	市場	農産物	砂糖	貴金属	アルミ	ゴム	天然ゴム指数	ニッケル	石油	畜産物	上場商品名
東京穀物商品取引所		○									一般大豆、NON-GMO大豆、小豆、とうもろこし、大豆ミール
東京工業品取引所				○	△				○		コーヒー生豆（アラビカ種・ロブスタ種） 輸入大豆プロシオン、とうもろこしプロシオン 金、銀、白金、パラジウム アルミニウム ガソリン、灯油、原油、軽油
中部商品取引所									○	○	ガソリン、灯油、軽油 鶏卵
関西商品取引所			○		○						粗糖、精糖、粗糖プロシオン
大阪商品取引所						○					アルミニウム ゴム（RSS・TSR） 天然ゴム指数
福岡商品取引所		○					○	○			ニッケル IOM一般大豆、NON-GMO大豆、小豆、 とうもろこし、プロイラー、大豆ミール 精糖

(注) ○取引員加入、△会員加入

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であり、自己売買業務は上記イに掲げた取引員加入及び会員加入の商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2丁目17番8号	03-5643-3511
東京営業部	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2丁目19番9号	03-5643-0981
富山支店	〒930-0008 富山県富山市神通本町1丁目6番5号	076-431-8491
名古屋支店	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄1丁目10番21号	052-202-4111
大阪支店	〒541-0059 大阪府大阪市中央区博労町3丁目2番8号	06-6120-4111
新潟支店	〒951-8068 新潟県新潟市上大川前通7番町1230-7	025-224-5401
福岡支店	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目8番36号	092-474-4111

※東京営業部は、平成18年3月31日に閉鎖致しました。

⑥ 財務の概要（平成18年3月決算期）

(a) 資本金	698,750千円
(b) 純資産額*1	3,773,723千円
(c) 総資産額	8,730,318千円
(d) 営業収益	4,050,184千円
(内受取手数料)	4,012,963千円
(e) 経常利益	496,505千円
(f) 当期純利益	365,213千円

* 1 純資産額は、商品取引所第214条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,351,000株 (平成18年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、店頭公開もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名	所有株式数	発行済株式数に対する 所有株式の割合
光陽ホールディングス(株)	1,351,000株	100%
計	1,351,000株	100%

⑨ 役員 の 状 況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有株 式数
取締役会長	川路耕一 昭和20年11月9日	一株
代表取締役 副会長	村上久広 昭和25年8月25日	
代表取締役 社長	小笠原昭夫 昭和24年11月10日	一株
専務取締役	亀田彰夫 昭和22年6月2日	一株
常務取締役	田元利明 昭和24年5月22日	一株
監査役 (常勤)	水口孝信 昭和15年6月10日	
監査役	秋山秀利 昭和26年1月24日	
監査役	谷絶龍二 昭和9年3月10日	一株
計	8 名	

(注) 1. 監査役秋山秀利、谷絶龍二の2氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 当期中の辞任取締役は、次のとおりであります。

専務取締役 亀田 彰夫 平成18年3月31日

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営業／非営業	
		男	女	営 業	非営業
従 業 員 数	190人	157人	33人	115人	75人
平 均 年 齢	32.6才	32.5才	33.6才	30.5才	36.6才
平均勤続年数	8.1年	8.1年	4.3年	6.1年	10.3年
外 務 員 数	151人	148人	3人	113人	38人

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、お客様に信頼される企業作りを目指し、商品先物取引に関するあらゆる情報サービスを迅速かつ分かり易くお客様に提供することを第一に考えております。当社の主力商品である石油、貴金属、農産物等の基本的な相場変動要因である需給動向に加え、これらの国際商品に多大な影響を与える為替動向の分析を充実させ、他の取扱商品を含めた幅広い情報収集と多角的な情報分析を行っております。

社員教育では、新入社員に対しては3ヶ月の研修期間を設け、基礎教育から専門教育までを総合的に指導し、配属後においても先輩社員が営業実践活動における的確な指導、アドバイスを行っております。また、役職者全員を対象に春と秋の年2回、管理職者ゼミナールを実施し、管理職者としてのあり方を各自が自覚するとともに、広範囲に亘る知識の取得により、有能な人材の育成を図り、お客様に喜ばれる企業を目指しております。

受託業務については、お客様の大切な資産をお預かりするという立場から、ご契約の前に取引の仕組みや基本的ルールについて十分な説明を行っておりますので、初めての方にも安心して商品先物取引に参加していただいております。また取引開始後においても3ヶ月の間、建玉枚数を抑制していただく習熟期間を設け、その間に商品先物取引に対する理解を深めていただいております。営業社員には、一時的な利潤を追求するのではなく、常にお客様の保護と育成を念頭に置き、長期に亘って良きアドバイザーたることを求め、ファイナンシャルプランナーの資格を得る為の教育を実施いたしております。

管理部門においては、本店管理部に全支店を網羅したお客様相談窓口を設置しておりますが、各支店にもお客様サービス室員を配置することにより、お客様の商品先物取引に対する理解度の再確認等のアフターサービスを行うとともに、お客様からの問合せや相談等に対して、迅速に対応できるようにしております。

② 当社及び当業界を取巻く環境

平成17年度の我が国経済は、平成14年初から景気回復を続けており、その長さは4年近くなろうとしています。この1年余りの経済動向を振り返ると、昨年後半から今年前半にかけて世界的なIT関連分野の調整等により、輸出、生産を中心に弱い動きがみられ、景気は踊り場の状況になりました。しかし、平成17年央には、アジア向けを中心に輸出が持ち直し、生産についても情報化関連分野の在庫調整が一巡するなど改善の動きが見られるようになりました。こうした中、景気は踊り場を脱却しその後も緩やかな回復を続けています。

世界経済は、米国経済は、自動車販売が軟調に推移するなど、一部に弱い動きがみられるものの、総じてみれば依然として底堅く推移しています。部門別にみると、家計部門は、住宅価格上昇がもたらす資産効果を背景に、堅調を持続しています。企業部門は、在庫調整の進展や個人消費の底堅さを背景に拡大傾向で推移しています。

商品先物業界においては、5月1日より改正商品取引所法が施行されました。また、初のアウトハウス型クリアリングハウスである日本商品清算機構(JCCH)が業務を開始致しました。新規上場商品としては、10月11日より中部商品取引所において、鉄スクラップの取引がスタートしました。取引所の統廃合も行われ、平成18年4月1日より東京穀物商品取引所が横浜商品取引所を合併することが決まりました。

当社にありましては、残玉3万1千枚より3万枚(前年比5%減)へ、預かり資産が44億8千万円余りから33億9千万円余り(前年比24%減)へ減少致しました。この結果、営業利益は、4億9,565万円、税引前当期純利益は、6億8,336万円、当期純利益は、3億6,521万円の計上となりました。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

わが国の景気は、緩やかに回復してきており、企業収益は増加基調にあり、企業の業況感も改善が続いています。このような社会環境のなかで当社といたしましても総売買高179万枚(前年比36%減)、受取委託手数料40億1,287万円余り(前年比8.5%減)となっております。

(2) 売買損益部門

ディーリング技術を駆使して収益の向上に取り組みましたが、農産物市場において成果をあげましたが、貴金属市場において損失を計上するに至りました。

以上の結果、当期の営業収益は40億5,018万円(前年比2.7%減)、営業費用は35億5,453万円となり、営業利益は4億9,565万円(前年比0.4%減)、経常利益は、4億9,650万円(前年比1.7%減)、当期純利益は3億6,521万円(前年比21.5%増)となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第44期 (自 平成17年4月1日) (至 平成18年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	1,698,608
畜産物市場	392
貴金属市場	1,476,162
アルミ市場	6
ニッケル市場	-
砂糖市場	-
ゴム市場	128,993
天然ゴム指数市場	-
石油市場	695,938
鉄スクラップ市場	12,773
小 計	4,012,872
オプション取引	
農産物市場	0
砂糖市場	0
小 計	0
合 計	4,012,872

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨て表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	
	第 44 期 (自 平成 17 年 4 月 1 日) (至 平成 18 年 3 月 31 日)	
商品先物取引	商品先物決済損益	商品先物評価損益
農 産 物 市 場	136, 173	△55, 838
畜 産 物 市 場	△49	-
貴 金 属 市 場	△74, 458	-
ア ル ミ 市 場	△31	-
ニ ッ ケ ル 市 場	-	-
砂 糖 市 場	-	-
ゴ ム 市 場	40, 074	△16, 988
石 油 市 場	47, 695	△38, 959
鉄スクラップ市場	△521	125
合 計	148, 881	△111, 660

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第44期 (自 平成17年4月1日) (至 平成18年3月31日)		
		委託	自己	合計
商品先物取引				
農産物市場		604,094	140,579	744,673
畜産物市場		113	45	158
貴金属市場		244,307	11,884	256,191
アルミ市場		2	2	4
ニッケル市場		-	-	-
砂糖市場		-	-	-
ゴム市場		46,558	43,450	90,008
天然ゴム指数市場		-	-	-
石油市場		359,005	329,262	688,267
鉄スクラップ		11,663	3,322	14,985
合 計		1,265,742	528,544	1,794,286

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

「お客様第一主義」を経営理念に掲げ、お客様と共に歩む企業として営業資産拡大に取り組んで参ります。また、金融業界の一端を担う商品先物取引の知名度向上と理解促進を積極的に推進して参ります。

この度、商品取引所法が抜本的に改正され、取引に参加されるお客様の適合性やリスクに対する説明義務、不当勧誘行為の禁止など商品取引員の行為規制が明確化され、本年5月1日より施行されました。企業としての信用・社会性・責任が一段と問われることになりました。当社としては、この変革期をビジネスチャンスと捕らえ、お客様満足度の更なる向上にむけ、コンプライアンスを重視した社員教育、金融商品の知識向上に努め、お客様が安心して資産運用出来る環境を提供して参ります。

また、収益に直結するディーリング部門の強化と業務の効率化、責任所在を明確にしたリスク管理の徹底、常にコストを意識した経費の削減により一層努め、安定した収益基盤の確保・営業資産の拡大に向け、役職員一同努力を重ねて参ります。

受 託 業 務 管 理 規 則

(目的)

第1条 この規則は、委託者の保護育成を図るため、受託等業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(管理組織)

第2条 当社は、受託等業務に係る社内管理の経営上の責任体制の明確化を図るため、本店に総括責任者及び副総括責任者を置くものとし、本店及び従たる営業所ごとに管理担当責任者を置くものとする。

2 総括責任者、副総括責任者及び管理担当責任者は次の者とする。

(1) 総括責任者は、管理部門を統括する取締役またはそれに準ずる者とする。

(2) 副総括責任者は、本店管理部門の課長職以上の者とする。

(3) 管理担当責任者は、管理部門の役職者とする。

(取締役会への報告)

第3条 総括責任者は、社内管理措置の遂行状況、遵守状況について、必要に応じて取締役会に報告するとともに、改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の承認を得て改善措置を講ずるものとする。

(常に不適当と認められる勧誘の対象者)

第4条 当社は、勧誘の対象者が次に掲げるものに該当すると判明したときは、勧誘及び受託を行わないものとする。

(1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

(2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

(3) 破産者で復権を得ない者

(4) 長期入院患者等随時連絡が取れない者

- (5) 自宅療養者等医療費が収入の3割以上を占めている者
- (6) 商品先物取引を行うために資金の借入れをする者

(原則として不適当と認められる勧誘の対象者)

第5条 当社は、勧誘の対象者が次に掲げる者に該当すると判明したときは、原則として勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、第6条に定める例外の要件を満たす場合は、この限りではない。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計をたてている者

「生計をたてている」とは、それらの収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。

- (2) 一定以上の収入を有しない者

「一定以上の収入」とは、年間500万円以上とする。

- (3) 一定の高齢者

「一定の高齢者」とは、満年齢75歳以上とする。ただし、満年齢が70歳以上75歳未満の高齢者についても、第7条に定める適合性の審査において、投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されているか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているか等について、特に厳格に審査を行うものとする。

- (4) 一定の若年者

「一定の若年者」とは、満年齢25歳未満とする。

- (5) 投資可能資金額を超える取引をしようとする者

(原則として不適当と認められる勧誘の例外要件)

第6条 当社は第5条に定める者であっても、次に掲げる例外の要件を満たす場合には、不適当と認められる勧誘及び受託の例外として取り扱うものとする。この場合、総括責任者による適合性の審査において取扱いの適否を判断するものとする。

- (1) 「年金等により生計をたてている者」及び「一定以上の収入を有しない者」については、顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されているとともに、当該投資可能資金額についての流動資産（現預金・有価証券、以下同じ）を有する旨の書面があること。

(2) 「一定の高齢者」については、過去一定期間以上に亘り、商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められるとともに、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解し、さらに、申告しようとする投資可能資金額についての流動資産を有する旨の書面があること。

なお、「過去一定期間以上」は、直近の3年以内で延べ90日間以上とする。

(3) 「一定の若年者」については、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解しているとともに、申告しようとする投資可能資金額についての流動資産を有する旨の書面があること。

(4) 「投資可能資金額を超える取引をしようとする者」については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されているとともに、当該投資可能資金額についての流動資産を有する旨の書面があること。

2 顧客本人の自書により、自らが適合性の原則に照らして、原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、前項に定める例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告を得るものとする。

(適合性の審査)

第7条 当社は、適合性の原則に照らして不相当と認められる者の取引への参入を防止するとともに、取引中の委託者についても、新たに不相当と認められる勧誘の対象者に該当することとなっていないかについて適合性の審査を行うものとする。

2 適合性の審査に当たっては「口座設定申込書」及び「説明状況確認書兼理解度アンケート」を顧客から徴収し、その情報に基づいて「顧客カード」を作成するものとする。

3 適合性の審査は、次の手順によって行うものとする。

(1) 顧客が第4条に定める者に該当している場合は、直ちに勧誘を中止するものとし、それ以外の者については適合性の審査を行うものとする。

(2) 副総括責任者は、「適合性審査要領」に基づく適合性の審査につい

て、「適合性に関する審査表」に必要事項を記載して総括責任者へ報告する。

- (3) 前号において、「適合性に関する審査表」には、審査日、審査者、審査対象者の属性及び審査の内容等を記載し、取引終了後3年間保存するものとする
 - (4) 総括責任者は、適合性の審査について適否を判断するとともに、その結果に応じて受託の適否を判断する。
- 4 勧誘及び審査の過程において、顧客が適合性を有していないことが判明した場合、または、第5条に定める者に該当している顧客が第6条に定める原則として不相当と認められる勧誘の例外要件を満たしていない場合には、直ちに勧誘を中止するものとする。
- 5 新たに取り引に参入しようとする顧客については、総括責任者が適合性の審査及び受託の適否を判断する前に、次のことを行わないものとする。
- (1) 約諾書の差入れをうけること
 - (2) 取引証拠金等の預託を受けること
 - (3) 取引を受託すること
- 6 取引中の委託者が、新たに第4条に定める者に該当することが判明した場合には、新たな取引の勧誘及び受託を行わないものとし、新たに第5条に定める者に該当することが判明した場合には、改めて適合性の審査を実施するものとする。

(説明状況確認書兼理解度アンケート及び口座設定申込書の徴収)

第8条 当社は、顧客の属性及び商品先物取引の内容に対する理解度を確認するとともに、取引への参加の意思を明らかにするため、「説明状況確認書兼理解度アンケート」及び「口座設定申込書」を顧客から徴収するものとする。

「説明状況確認書兼理解度アンケート」は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 勧誘の状況
- (2) 商品先物取引の内容（取引の仕組み、リスク、取引証拠金等）についての理解度
- (3) 「予測が外れた場合の売買対処方法」についての理解度
- (4) その他顧客の理解度を確認するために必要と認める事項

「口座設定申込書」は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 氏名、住所、年齢、生年月日、性別、電話番号
 - (2) 家族構成
 - (3) 職業、勤務先名、役職、勤続年数、勤務先電話番号
 - (4) 株式取引等の経験の有無
 - (5) 商品先物取引の経験の有無
 - (6) 資産及び収入の状況
 - (7) 投資可能資金額
 - (8) その他必要と認める事項
- 2 前項において、「投資可能資金額」とは、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいい、既に商品先物取引によって損失（評価損を含む）が発生している場合には当該損失額を控除するものとし、その意味を説明した上で、顧客から具体的な金額の申告を受けるものとする。
- 3 「説明状況確認書兼理解度アンケート」及び「口座設定申込書」は、取引終了後3年間保存するものとする。

（顧客カードの整備）

第9条 当社は、顧客の属性を的確に把握するため、本店及び従たる営業所ごとに次の事項を記載した「顧客カード」を備え付けるものとする。

- (1) 氏名、住所、年齢、生年月日、性別、電話番号
 - (2) 家族構成
 - (3) 職業、勤務先名、役職、勤務先所在地、勤務先電話番号
 - (4) 株式取引等の経験の有無
 - (5) 商品先物取引の経験の有無
 - (6) 資産及び収入の状況
 - (7) 投資可能資金額
 - (8) その他必要と認める事項
- 2 「顧客カード」に記載された顧客の属性情報に変更等があった場合はその旨を追加記載するなどして、最新の情報を保つものとする。
- 3 「顧客カード」は、取引終了後5年間保存するものとする。

（勧誘に先立っての告知）

第10条 当社は、商品先物取引の勧誘に先立って、顧客に次の事項を告知す

るものとする。

- (1) 当社の商号
 - (2) 登録外務員の氏名
 - (3) 商品先物取引の勧誘であること
- 2 当社は、前項に定める事項を告知した上で、当該顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、勧誘を受ける意思がない場合には勧誘行為を中止するものとする。
- 3 第1項及び第2項に係る記録として、次の事項を記載した「勧誘告知確認書」を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
- (1) 登録外務員の氏名
 - (2) 顧客の氏名
 - (3) 顧客に対して告知をした日時・場所
 - (4) 顧客の意思表示の内容

(迷惑勧誘の禁止)

第11条 当社は、商品先物取引の勧誘において、次の事項を定め、適正な勧誘行為を遂行するものとする。

- (1) 深夜及び早朝等社会通念上迷惑と思われる時間帯（午後9時頃から午前8時頃までを目安とする）に、電話または訪問による勧誘を行わないものとする。ただし、顧客による具体的な指示または承諾に基づく場合を除く。
 - (2) 顧客の意思に反して、長時間に亘る勧誘を行わないものとする。
 - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘を行わないものとする。
 - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で勧誘を行わないものとする。
- 2 当社は、顧客から商品先物取引の勧誘を受けることに対しての明確な拒否があった場合、または、商品先物取引の委託を行わない旨の明確な意思表示があった場合には、当該顧客に対する再勧誘を行わないものとする。
- 3 前項に係る顧客の情報は、本店管理部で集約するとともに、営業部に対するメール及び掲示等の方法により社内に周知徹底することにより、再勧誘を防止するものとする。

(勧誘の際の説明と確認)

第12条 当社は、商品先物取引の勧誘に際して、顧客に事前交付書面、受託契約準則、「予測が外れた場合の売買対処説明書」等の関係書類を交付し、商品先物取引の仕組みやリスク等について説明した上で、顧客の判断と責任において取引を行うことについて自覚を促すものとする。

2 前項において、まず、商品取引所法第217条第1項第1号から第3号までに規定する商品先物取引の仕組み・リスク等について次の事項を説明し、顧客が理解したことを確認するものとする。

(1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動が小さくとも取引額全体では大きな額の変動（つまり、大きな利益又は損失）が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。

(2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。

3 前項に対する顧客の理解を確認後、商品取引所法第217条第1項第4号に基づく商品取引所法施行規則第104条に定める事項について説明し、顧客が理解したことを確認するものとする。

4 事前交付書面の説明状況及び顧客の理解確認については、「説明状況確認書兼理解度アンケート」により行うものとする。

(商品先物取引の未経験者の保護措置)

第13条 当社は、商品先物取引の経験がない委託者の保護育成を図るため、次に掲げる保護措置を定めて実施するものとする。

(1) 未経験者に対する勧誘・契約に当っては、商品先物取引の仕組み及びリスクその他事前交付書面の記載事項について分かりやすく説明するとともに、その理解の確認を行い、委託者の取引自己責任を徹底するものとする。

(2) 未経験者の保護措置に係る取引額は、取引本証拠金の額が当該委託者が申告した投資可能資金額の1/3となる水準迄の額とする。
なお、取引追証拠金、取引定時増証拠金、取引臨時増証拠金については、本号の対象から除外するものとする。

2 前項第2号において、当該委託者が保護措置に係る取引額を超える

取引を希望する場合は、別に定める審査を実施することにより、総括責任者が受託の適否を判断するものとする。

- 3 取引経験の有無の基準は、直近の3年以内に延べ90日以上取引経験があることとする。
- 4 取引経験の有無については、当該委託者から徴収した「口座設定申込書」を参考とする。
- 5 保護措置の対象期間は、最初の取引を開始した日から3ヶ月を経過するまでの期間とする。

（管理担当責任者の職務）

第14条 管理担当責任者の職務は次の通りとする。

- (1) 「口座設定申込書」及び「説明状況確認書兼理解度アンケート」による顧客の属性及び商品先物取引の仕組みやリスクに対する理解度の確認
- (2) 「顧客カード」に記載された内容の確認及び最新情報の記載
- (3) 顧客が第4条及び第5条に定める不相当と認められる勧誘の対象者に該当していないかの確認、並びに第5条に該当している場合に例外の要件を満たしているかの確認
- (4) 委託者の知識、経験及び財産の状況等に照らして不相応と判断される取引の抑制
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡及びサービス状況等の把握並びに必要が認められた場合の指導
- (6) 委託者の取引状況の監視及び取引状況に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置
- (7) 委託者からの問い合わせ、苦情、紛争等に対する適切な対応
- (8) 過去に恣意的に紛争を多発した委託者の参入防止措置
- (9) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるための必要な措置
- (10) 登録外務員等に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (11) その他委託者の保護育成のために必要と認められる事項

（副総括責任者の職務）

第15条 副総括責任者の職務は次の通りとする。

- (1) 第7条に定める適合性の審査及び第13条第2項に定める商品先物取引の経験がない委託者からの保護措置に係る取引額を超える取引の受託審査に関して「適合性に関する審査表」の記載並びに総括責任者への報告
- (2) 登録外務員等に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び教育
- (3) 苦情又は紛争が発生した場合の営業部門に対する調査の要請及び再発防止策の提言
- (4) 総括責任者の職務の補佐
- (5) その他委託者の保護育成のために必要と認められる事項

(総括責任者の職務)

第16条 総括責任者の職務は次の通りとする。

- (1) 適合性の審査に係る適否の判断及び受託の適否の判断
- (2) 商品先物取引の経験がない委託者が保護措置に係る取引額を超える取引を希望する場合の受託審査に係る適否の判断
- (3) 登録外務員等に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び教育
- (4) 苦情又は紛争が発生した場合の営業部門に対する調査の要請及び再発防止策の提言
- (5) 受託等業務の適正な運営及び委託者の保護育成等に関する事項についての取締役会への報告
- (6) 社内制裁が必要と認められる登録外務員等の取締役会への意見具申
- (7) 受託等業務の適正な運営及びその管理について必要と認められる事項
- (8) その他委託者の保護育成のために必要と認められる事項

(不正資金の流入防止措置)

第17条 当社は、以下に規定する者からの受託に当っては、不正資金の流入を防止するため、次項以下の措置を講ずるものとする。なお、これらの者から受託しようとする場合には、あらかじめ当該顧客の自書により、自己資金による取引である旨の書面での申し出があり、総括責任者が認めた場合に限り受託を行うものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関において、金銭、有価証券等の出納業務に携わる者
 - (2) 国・地方公共団体その他公益機関において、金銭、有価証券等の出納業務に携わる者
 - (3) 民間企業等における経理、財務等の担当者
- 2 当該委託者からの実質入金額の累計が3,000万円を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始するものとする。その後、3,000万円を基準に1,000万円を超えるごとに再度調査を開始するものとする。
 - 3 調査は、管理部門（管理担当責任者等）が当該委託者から資金の出所（自己資金かどうか）を聴取して行うものとする。この場合、営業部門は当該委託者の情報を提供する等、調査に協力しなければならない。調査が困難と判断した時は、興信所その他外部機関に委託する等資金調査に必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 前項の管理部門による調査において、当該委託者から自己資金による取引であるとの申し出があった場合には、そのことを証する自書による書面の提出を受けるものとする。
 - 5 当該委託者から前項に定める自己資金による取引であることを証する書面の提出がない場合には、新たな入金及び建玉の追加は受けないものとする。
 - 6 調査の結果、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金是不正資金の有無に係らず受託しないものとする。
 - 7 本条に定める調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

（委託者の疑義等の解明努力）

- 第18条 当社は、取引等に対する委託者からの疑義・相談等について、誠意を持って適切に対処し、疑義等の解明に努めるものとする。
- 2 疑義・相談等の受付窓口は管理部とし、委託者に周知するものとする。
 - 3 疑義等の解明に当たっては、取引経過の記録の充実・整備を図るとともに、必要に応じて関係資料を提示するなどして、早期に疑義等

の払拭に努めるものとする。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第19条 当社は、広告・宣伝に係る社内管理責任者を定め、その表示内容及び方法等について適正な管理を行うものとする。

- 2 広告・宣伝に係る社内管理責任者は、管理部門を統括する取締役またはそれに準ずる者とする。
- 3 広告・宣伝に係る社内管理責任者は、広告・宣伝の実施に先立ってその内容を審査するものとする。

(取引証拠金の額に係る措置)

第20条 当社は、上場商品及び上場商品指数等の取引本証拠金の額を、商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同額または同基準額に一定額を加えた額とする。

- 2 取引追証拠金の額は、値洗損金額が取引本証拠金基準額の1/2を超えた場合に、取引本証拠金基準額の1/2相当額から値洗損金相当額までの範囲内の額とする。
- 3 当社が取り扱う上場商品及び上場商品指数等の取引本証拠金等の額については、委託者に周知するとともに、その記録を作成して3年間保存するものとする。

(委託手数料の額に係る措置)

第21条 当社は、上場商品及び上場商品指数等の委託手数料の額を委託者に周知するとともにその記録を作成して、3年間保存するものとする。

(その他の管理措置)

第22条 当社は、全役職員に対して関係法令諸規則及び本規則を遵守する旨を徹底し、適正な受託等業務の遂行及び委託者の保護育成を図るものとする。

- 2 当社の全役職員は、関係法令諸規則に定める禁止行為を行ってはならないものとする。

(違反者に対する懲戒)

第23条 当社は、関係法令諸規則及び本規則を遵守せず、または禁止行為を行った者に対しては、別に定める規定により、これを懲戒する。

(本規則の改廃)

第24条 本規則を改廃する場合は、取締役会の決議を経なければならない。

(日本商品先物取引協会への届出)

第25条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとし、これを変更したときも同様とする。

付 則

1. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
2. 平成12年4月1日、一部改正。
3. 平成14年1月4日、一部改正。
4. 平成15年4月1日、一部改正。
5. 平成15年6月6日、一部改正。
6. 平成16年6月24日、一部改正。
7. 平成17年5月1日、一部改正及び追加。
8. 平成17年10月1日、一部改正。
9. 平成18年7月1日、一部改正。

取引未経験者に対する保護措置の例外に関する審査

平成18年7月1日

当社は、受託業務管理規則第13条第2項に基づき、商品先物取引の経験がない委託者が、保護措置に係る取引額を超える取引を希望する場合にあっては次の手順により審査を行い、受託の適否を判断するものとする。

1. 当該委託者から、商品先物取引の経験がない委託者を保護するために取引額を制限する措置が設けられていること及び保護措置の例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面での申告を得るものとする。
「保護措置の例外の要件」とは、委託者本人が保護措置に係る取引額を超える取引を希望し、商品先物取引に習熟していると認められる事をいう。
2. 当該委託者から、商品先物取引に習熟していることを客観的に確認するための「習熟度確認アンケート」を徴収するものとする。
なお、「習熟度確認アンケート」は、取引終了後3年間保存するものとする。
3. 当該委託者から、取引未経験者に対する保護措置の解除に係る自書による申出書の差入れを受けるとともに、設定している投資可能資金額についての流動資産を有している旨の書面での申告を得るものとする。
4. 副総括責任者は、当該委託者の属性及び当該委託者からの申告等により「適合性に関する審査表」に必要事項を記載して総括責任者に報告する。
5. 総括責任者は、取引未経験者に対する保護措置の例外について、当該委託者の適合性の審査を行い、その適否を判断する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
170名	54名	70名	154名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
904名	481名	859名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

(1) 平成17年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出理由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	1	1	0	0	0
取引に係るもの	2	1	0	1	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	3	2	0	1	0

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出理由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	2	0	0	0	2
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	2	0	0	0	2

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協のあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

当年度における訴訟は9件あり、前年度より係争中のものを含めると28件ありました。これらは全て委託者が当社に対して損害賠償を求めたものであり、このうちの1件は判決にて、9件は和解にて、1件は当事者間にて（訴訟は取り下げ）解決しましたが、17件は現在係争中となっております。

訴訟件数	判決	和解	取り下げ	係争中
28件	1件	9件	1件	17件

3. 経理の状況
① 貸借対照表

貸借対照表
(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[7,796,804]	流動負債	[4,723,356]
現金預金	3,472,005	短期借入金	1,000,000
委託者保護基金預託金	150,000	未払法人税等	134,183
委託者未収金	73,887	預り証拠金	3,392,958
商品	10,116	未払金	59,871
前払費用	3,031	未払費用	70,821
保管有価証券	176,710	退職給与引当金	32,190
差入保証金	2,426,500	預り金	16,789
委託者先物取引差金	1,280,177	未払消費税	16,543
繰延税金資産	53,956		
未収入金	75,839		
未収法人税等	1,751		
未収収益	108,762		
立替金	4,810	固定負債	[79,255]
仮払金	2,541	長期未払金	1,803
その他の流動資産	614	退職給付引当金	10,212
貸倒引当金	▲ 43,900	役員退職慰労引当金	67,059
		その他の固定負債	180
固定資産	[933,514]	引当金	[120,869]
有形固定資産	(152,027)	商品取引責任準備金	120,869
建物	124,487		
建物減価償却費累計額	▲ 60,974		
構築物	694		
構築物減価償却費累計額	▲ 280		
車	6,303		
車両減価償却費累計額	▲ 1,173		
器具及び備品	119,044		
器具・備品減価償却費累計額	▲ 87,703		
土地	51,628		
無形固定資産	(36,287)	(資本の部)	
電話加入権	23,951	資本金	[698,750]
ソフトウェア	12,336	資本剰余金	698,750
		資本準備金	[40,500]
		利益剰余金	40,500
投資等	(745,199)	利益剰余金	[3,063,364]
投資有価証券	44,915	利益準備金	142,000
出資	67,550	任意積立金	720,000
長期未収債権	6,144	当期未処分利益	2,201,364
長期差入保証金	343,174		
長期前払費用	199,924	株式等評価差額金	[4,222]
繰延税金資産	85,262		
その他の投資	4,327		
		資本合計	3,806,837
貸倒引当金	▲ 6,100		
資産合計	8,730,318	負債・資本合計	8,730,318

② 損益計算書

損 益 計 算 書
 { 自 平成17年 4月 1日
 至 平成18年 3月 31日 }

(単位：千円)

		科 目	金 額	
経常損益の部	営業損益	営業収益	4,050,184	
		受取手数料	4,012,963	
		売買損益	37,221	
		商品先物決済損益	148,881	
		商品先物評価損益	△ 111,660	
	営業費用	3,554,532		
	先物取引に係る費用	109,056		
	販売費及び一般管理費	3,445,475		
			営業利益	495,652
	営業外損益	営業外収益		9,880
受取利息及び配当金		1,398		
その他の他		8,482		
営業外費用		9,028		
支払利息	79			
その他の他	8,949			
		経常利益	496,505	
特別損益の部	特別利益		293,961	
	商品取引責任準備金戻入	234,286		
	貸倒引当金戻入	52,070		
	固定資産売却益	7,605		
	特別損失		107,101	
	減損損失	44,405		
	役員退職慰労引当金繰入	6,390		
	固定資産除却損	18,677		
	退職給与引当金繰入	32,190		
	その他の特別損失	5,437		
		税引前当期純利益	683,366	
		法人税、住民税及び事業税	266,087	
		法人税等調整額	52,065	
		当期純利益	365,213	
		前期繰越利益	1,947,609	
		中間配当金	111,457	
		当期未処分利益	2,201,364	

③ 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) その他有価証券

時価のあるもの

当期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）。

時価のないもの

移動平均法による原価法。

(b) 保管有価証券は商品取引所法施行規則第 7 条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の	80%~85%
社債（上場銘柄）	額面金額の	65%
株券（一部上場銘柄）	時価の	70%相当額
倉荷証券	時価の	70%相当額

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法。 但し、平成 10 年 4 月 1 日以降取得の建物（付属設備は除く）については定額法。

無形固定資産・・・定額法。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法。

(4) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。

尚、会計基準変更時差異（190,336 千円）については、10 年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均

残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(c) 退職給与引当金

当営業年度に希望退職を募ったことによる翌営業年度の割増退職金の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(追加情報)

退職給与引当金については、経営合理化に伴い、当営業年度に希望退職を募ったことによる翌営業年度の割増退職金の支給に備えて計上しております。これにより、見積額 32,190 千円は特別損失に計上し、税引前当期純利益が同額減少しております。

(d) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(e) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条1項の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(5) 営業収益の計上基準

(a) 受取手数料

商品先物取引 当期から受取手数料の計上基準を、決済日基準より約定日基準に変更いたしました。

(b) 売買損益

商品先物決済損益は、反対売買または受渡しにより決済したときに計上しております。また未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜き方式を採用しております。

(8) 会計方針の変更

(a) 収益の計上基準

「商品先物取引業統一経理基準」が改正（平成17年5月26日）されたことに伴い、当営業年度から受取手数料の計上基準を、決済日から約定日に変更いた

しました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益並びに税引前当期純利益が 108,762 千円増加しております。

(b) 固定資産の減額に係る会計基準

固定資産の減損に係る会計基準「固定資産の減損にかかる会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成 14 年 8 月 9 日）及び「固定資産の減損にかかる基準の適用指針」（（企業会計基準適用指針第 6 号平成 15 年 10 月 31 日）が平成 17 年 4 月 1 日以後開始する営業年度のかかる計算書類及び附属明細書から適用することになったことに伴い、当営業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税引前当期利益は、44,405 千円減少しております。

(9) 表示方法の変更

当営業年度より、「商品先物取引業統一経理基準」（平成 17 年 5 月 1 日より適用）の改正に伴い流動負債の「預り委託証拠金」は、「預り証拠金」として表示しております。

(10) 貸借対照表及び損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 注記事項

(貸借対照表関係)

1 イ. 担保資産

担保に供している資産の内訳は次のとおりであります。

担保資産の内訳

定期預金	410,000 千円
------	------------

ロ. 預託資産

取引証拠金の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券	167,629 千円
--------	------------

投資有価証券	9,115 千円
--------	----------

合計	176,744 千円
----	------------

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は次のとおりであります。

委託者保護基金預託金	100,000 千円
------------	------------

委託者保護基金担保預託金	50,000 千円
--------------	-----------

(代位弁済委託契約額 200,000 千円)	
------------------------	--

合計	150,000 千円
----	------------

2 委託者未収金(長期未収債権を含む)のうち、無担保のものは 39,230 千円であり
ます。

3 委託先物取引差金は、委託者の未決済取引を決済したと仮定して計算した委託者の
売買損(売買益)相当額を、委託者に代わって(株)日本商品清算機構に立替え払
いした((株)日本商品清算機構から預かった)金額であります。この金額は、す
べての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引
所ごとに合計して算出したものであります。なお、委託者先物差金のうち、無担保
のものは、10,470 千円であります。

4 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機器及びその他事務用機器なら
びに車両運搬具の一部についてはリース契約により使用しております。

5 外貨建の資産

預金	75,611 千円(381 千英ポンド)
----	----------------------

6 商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する時価を付したことにより増加した貸借
対照表上の純資産額は、4,222 千円であります。

(損益計算書関係)

1 受取手数料の内訳

商品先物取引	4,012,872	千円
商品ファンド	91	千円
合 計	4,012,963	千円

2 売買損益の内訳

商品先物決済損益	148,881	千円
商品先物評価損益	▲111,660	千円
合 計	37,221	千円

3 1株当たりの当期純利益 232円80銭

なお、損益計算書上の当期純利益の額は365,213千円、1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益の額は314,513千円です。これらの差額は役員賞与50,700千円であります。又1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の当期中平均発行済株式数は1,351,000株であります。

追加情報

委託者未収金及び委託者未払金

従来、委託者が商品先物取引を決済したときに発生した差引差損益金については、委託者未収金及び委託者未払金としておりましたが、商品取引所法の改正に伴い差引損益金通算額を預り証拠金に加算及び相殺可能な範囲で減算しております。

⑤ 利益処分計算書

利益処分計算書
 { 株主総会承認日 }
 { 平成18年6月8日 }

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 当 期 未 処 分 利 益		2,201,364
II 利 益 処 分 額		
1. 配 当 金 (1株につき67円50銭)	91,192	
2. 役 員 賞 与 金 (うち監査役分700千円)	50,700	
		141,892
III 次 期 繰 越 利 益		2,059,472
		<u> </u>

⑥ 監査に関する事項

当社は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について新日本監査法人の監査を受けております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率[純資産額(*1) / リスク額(*1) × 100]	442 %
(b) 自己資本資本金比率[自己資本 / 資本金 × 100]	545 %
(c) 自己資本比率[自己資本 / 総資本 × 100]	44 %
(d) 修正自己資本比率[自己資本 / 総資産額(*2) × 100]	60 %
(e) 負債比率[負債合計額 / 純資産額(*1) × 100]	129 %
(f) 流動比率[流動資産額 / 流動負債額 × 100]	165 %

* 1 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第 211 条に基づく施行規則第 99 条により算出する。

* 2 「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。

5. 期末以後の重要な異動

平成18年7月1日 三晃商事株式会社と合併

- 添付書類
- ① 新役員構成
 - ② 新株主構成
 - ③ 業務内容
 - ④ 営業所の状況
 - ⑤ 従業員の状況

① 新役員 of 状況 (平成18年7月1日現在)

役名及び 職名	氏名 生年月日
代表取締役 社長	小笠原 昭夫 昭和24年 11月10日
専務取締役	猪俣 圭次 昭和29年 3月21日
常務取締役	田元 利明 昭和24年 5月22日
取締役 (非常勤)	川路 耕一 昭和20年 11月9日
代表取締役 (非常勤)	村上 久広 昭和25年 8月25日
監査役 (常勤)	松本 隆満 昭和26年 12月11日
監査役 (非常勤)	谷部 龍二 昭和9年 3月10日

② 主要株主名 (平成18年7月1日現在)

株主名	住所	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
光陽ホールディングス(株)	東京都中央区東日本橋1-5-6	1,351,000株	100%

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

③ 業務内容

取引の受託等を行う商品市場	取引等の受託に係る取引の別
農産物市場（東京穀物商品取引所）	受託
農産物市場（関西商品取引所）	受託
農産物市場（福岡商品取引所）	受託
砂糖市場（東京穀物商品取引所）	受託
砂糖市場（関西商品取引所）	受託
水産物市場（関西商品取引所）	受託
畜産物市場（中部商品取引所）	受託
ゴム市場（東京工業品取引所）	受託
ゴム市場（大阪商品取引所）	受託
貴金属市場（東京工業品取引所）	受託
石油市場（東京工業品取引所）	受託
石油市場（中部商品取引所）	受託
アルミニウム市場（東京工業品取引所）	受託
アルミニウム市場（大阪商品取引所）	受託
天然ゴム指数市場（大阪商品取引所）	受託
ニッケル市場（大阪商品取引所）	受託
鉄スクラップ市場（中部商品取引所）	受託

④ 営業所の状況（平成18年7月1日現在）

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号	03-3249-3500
新潟支店	新潟県新潟市東大通二丁目5番8号	025-240-3500
富山支店	富山県富山市神通本町一丁目6番5号	076-431-8491
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄一丁目10番21号	052-202-4111
大阪支店	大阪府大阪市北区中之島三丁目2番18号	06-6441-3500
福岡支店	福岡県福岡市中央区長浜二丁目3番6号	097-724-3500

⑤ 従業員の状況

	総計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員	439人	350人	89人	298人	141人
平均年齢	31.6才	31.6才	28.6才	28.6才	35.6才
平均勤続年数	6.4年	7.4年	3.4年	4.3年	9.4年
外務員数	370人	330人	40人	292人	78人

平成 18 年 10 月 3 日

光陽ファイナンシャルトレード株式会社

2006 年ディスクロージャー資料の訂正について

既に提出済みの 2006 年ディスクロージャー資料について、30 ページの「⑧苦情・紛争に関する事項 (1) 平成 17 年度中の受付件数及び処理結果」を、以下のように訂正いたします。

記

⑧ 苦情・紛争に関する事項

(1) 平成 17 年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出理由	件数	処 理 結 果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	7	6	0	0	1
取引に係るもの	68	47	0	1	20
取引終了時に係るもの	8	5	0	0	3
その他に係るもの	1	1	0	0	0
合 計	84	59	0	1	24

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。